

令和8年度 江戸川区立江戸川小学校 道徳教育全体計画

【法的根拠】
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

学校の教育目標
自他ともに認め合い、
主体的に行動する人

【学校の実情】自分からすすんで取り組もうとする意識が高まってきているが、やりたいことを実現できるだけの見通しや粘り強さなど実行力に課題がある。
【児童の実態】元気で明るく好奇心がある児童が多いが、相手を傷つける言動をすることがある。
【教師の願い】きまりを守り、話を聞いて受け止める力がほしい。
【保護者の願い】すすんで挨拶ができる児童になってほしい。

学校の道徳教育の重点目標
教育活動全体を通して、人間としてよりよく生きるための基礎・基本となる道徳性を育成する。
重点項目：D 国際理解・国際親善

各学年の指導の重点

低学年 他国の人々や文化に親しむこと	中学年 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと	高学年 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること
-----------------------	-----------------------------	--

各教科

国語
互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高める。

社会
社会的義務や責任を重んじ、公正に判断しようとする態度や能力などの公民的資質の基礎を養う。

算数
児童が日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てる。

理科
見通しをもって観察・実験を行うことや問題解決の能力を育て、科学的な見方や考え方を養う。

生活科
自然とのかかわり、自分自身について考えさせること、生活上必要な習慣を身に付ける。

音楽
音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重する心を育てる。

図画工作
つくりだす喜びを味わうことは、美しいものや崇高なものを尊重する心を育てる。

家庭科
日常生活に必要な基礎的な知識や技能を身に付け、生活をよりよくしようとする態度を育てる。

体育
集団でのゲームなど運動することを通してきまりを守る、集団に参加し協力するといった態度が養われる。

特別の教科 道徳 各学年の指導の重点

	A 善悪の判断、自律、自由と責任	B 親切、思いやり	C 国際理解・国際親善
低学年	よいことと悪いことの区別をし、良いと思うことをすすんで行うこと。	身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	他国の人々や文化に親しむこと。
中学年	正しいと判断したことは自信をもって行うこと。	相手のことを思いやり、進んで親切にすること。	他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと
高学年	自由を大切に、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること

補充・深化・統合

1 指導方針
①道徳科を要にして学校教育全体で道徳教育を推進する。
②信頼関係や温かい人間関係を基盤におく。
③児童が自己の生き方について考えを深め、未来に夢や希望をもてるようにする。
④児童の発達や個に応じた指導を工夫する。
⑤道徳科の授業において道徳的価値を理解し、道徳的実践につながるよう工夫する。
⑥道徳教育推進教師を中心に、指導体制を充実させる。
⑦児童と共に考え、学び合う。

2 指導の工夫
①多様な指導方法を組み合わせ、道徳の授業の質的向上に取り組む。
②自分の考えを基に、書いたり話したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫する。

外国語活動
外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める事は、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努めることにつながる。

総合的な学習の時間
児童の道徳性がより発展的、調和的に育っていくよう、道徳科と総合的な学習の時間における道徳教育との関連を図り、全体として道徳教育の充実を図る。

特別活動

学級活動
自発的、自治的な活動により、望ましい人間関係の形成に関わる道徳性を身につける。

児童会活動
自発的、自治的児童会活動は、異年齢間人間関係の形成に関わる道徳性を身につける。

クラブ活動
自発的、自治的クラブ活動は、異年齢間人間関係の形成に関わる道徳性を身につける。

学校行事
望ましい人間関係、自律的態度、心身の健康などに関わる道徳性の育成を図る。

生活指導
教師と児童や、児童相互の心の交流に努めるとともに、互いに認め合う関係の醸成に努める。児童に対しては、心理的・実践的に援助するとともに、児童理解に努める。

環境整備
児童にとっての「心の居場所」としての環境を整備する。具体的には、自主的な活動やクールダウンに活用できるスペースをエンカレッジルームの他に各学年の隣の教室に設け、心の安定や充実を図る。

家庭・地域との連携
学校・家庭・地域が一丸となって連携し、どのようにして道徳的価値に自覚める児童を育てるかという課題に向けて、相互に情報の交換に努める。

推進体制
校長の方針の下、学校の教育活動全体で取り組み、個々の教師が責務を果たす。また、学校道徳教育を推進するために、道徳教育推進教師の役割を明確にする。